

○熊本市議会協議等の場におけるオンラインによる開催方法の特例を定める要綱（案）（令和 . . .）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、熊本市議会会議規則（平成 25 年議会規則第 1 号）第 147 条第 4 項の規定に基づき、同条第 1 項に規定する協議等の場の開催方法の特例に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協議等の場の開催方法の特例）

第 2 条 協議等の場の招集権者（以下「招集権者」という。）は、協議等の場の構成員（以下「構成員」という。）の全部又は一部について、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）附則第 1 条の 2 第 1 項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）のまん延の防止を図る必要があるため、協議等の場を招集する場所に出席することが困難であると認めるときは、構成員同士が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンライン」という。）によって、協議等の場を開催することができる。

（雑則）

第 3 条 前条に定めるもののほか、オンラインによる協議等の場の運営に関し必要な事項は、熊本市議会オンライン委員会運営要綱（令和 3 年●月●日議会要綱第●号）の定めるところに準じて、招集権者が定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年●月●日から施行する。